

## 2011年度政務調査費アンケート調査

対象自治体 47 都道府県、19 政令市および 41 中核市

調査実施期間 2011 年 6 月 15 日 質問表送付 6 月 29 日 回答締切り

調査方法 各自治体の議会事務局宛にメール添付で質問表を送信し、メールにて回答を受信。必要に応じ自治体ホームページで回答内容確認。

アンケート質問表と回答集計一覧(抜粋)は別紙

### <調査結果>

#### (1) 議員 1 人あたりの政務調査費交付年額 (平成 23 年度)

質問表では、交付対象(会派、議員個人、その他)ごとの交付額をたずねたが、一覧表では議員 1 人あたりの交付額(単位千円)を掲載した。

##### ① 交付年額が 500 万円を超えるのは、次の 10 都道府県、5(6)政令市

都道府県：東京都、北海道、神奈川県、大阪府、埼玉県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県、静岡県(高額順)

政令市：横浜市、京都市、大阪市、名古屋市、川崎市(同上)の 5 市。会派専属政務調査員の配置への加算によっては、神戸市も 500 万円超。

交付額が小さいのは年額 120 万円の相模原市。人口 70 万人の相模原市の交付額は、同じ県内の川崎市(人口 140 万人)の交付額 540 万円と対照的である。

<以上は、昨年度調査から変更なし>

##### ② 特例措置で期限を設けて減額を行っているのは、次の県市。

三重県：22 年度 3,564,000 円→23 年度 3,333,000 円

さいたま市：22 年度 4,080,000 円→23 年度 3,760,000 円

千葉市：22 年度 3,600,000 円→23 年度 3,330,000 円

##### ③ 中核市の交付額

41 中核市中、最低額は豊田市の年額 38 万円。

最高額は東大阪市と熊本市の 240 万円。

<参考>

『平成 22 年度豊田市議員報酬等および特別職の給料に関する審議会答申』(平 23. 1. 7)

「現行の本市の政務調査費は、一人当たり年額 380,000 円で中核市の中で最も低い額となっており、中核市平均の 1,266,800 円を大きく下回っている状況にある。

これは、他の中核市の多くが、本市の認めていない人件費や備品購入費などを対象経費として認めているのに対し、本市においては、調査旅費、研究研修費、資料作成費などの範囲に限定していることが原因となっている。しかしながら、現行の政務調査費の交付目的に対し、使途基準に即した有効な活用がされていることと、厳しい社会経済情勢などを勘案し、今回は政務調査費の額については、据え置くことが妥当であるとの結論に達した。」

(答申 p 4)

#### (2) 領収書の収支報告書への添付(=議会への提出)状況

対象議会のすべてが領収書の添付を義務づけている。

##### ① 金額要件をつけているのは、昨年度調査の 8 県 2 市から 6 県 1 市に減った。

1 件あたりの支出が

5 万円以上：和歌山県（兵庫県、北九州市が金額要件廃止）

3 万円以上：岐阜県、島根県（愛知県が金額要件廃止）

1 万円超：岡山県、香川県、愛媛県（1 万円以上）、仙台市（昨年度から変更なし）

※前橋市は、「ガソリン代相当、携帯電話代、自宅のファックス代・インターネット接続料（回線使用料、プロバイダー料）」を一括合計して、月額10,000円（定額）とし、定額のため、領収書の添付は省略できるものとしている。（使途基準の運用指針に基づく）

②領収書の添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員（会派）が黒塗りにして写しを提出しているのは、大阪府、和歌山県、岡山市  
（福岡県は23年度交付分から墨塗り廃止）

③情報公開請求を必要とする県市

議会に提出された領収書を収支報告書と一緒に閲覧することができず、情報公開請求を経なくては見られないのは次の4県5政令市および23中核市

都道府県：埼玉県、神奈川県、石川県、鳥取県

政令市：仙台市、浜松市、神戸市、広島市、福岡市

中核市：旭川市、青森市、いわき市、宇都宮市、高崎市、富山市、金沢市

岐阜市、岡崎市、高槻市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市

倉敷市、下関市、高松市、松山市、久留米市、熊本市、大分市、鹿児島市

今年度から調査対象になった中核市で、情報公開請求を必要としている市が過半数を占めたのは予想外であった。都道府県・政令市に比べると交付額が小さく領収書等の写しの枚数をはるかに少ないにもかかわらず、収支報告書と一緒に閲覧できない理由は何であろうか。

④領収書の閲覧可能時期

情報公開請求を経ずに領収書等の写しを閲覧することができる都道府県市において閲覧が可能となる時期は、「当該収支報告書を提出すべき期間の末日（ほとんどの場合、4月30日）の翌日から起算して60日（2ヵ月）を経過した日の翌日」という規定にもとづくところが最も多い。

（但し、同じ規定を有する自治体からの回答には6月30日～7月4日の幅があった。そのため、一覧表では、具体的な日付で回答している場合にはそのまま記載し、規定の文言で回答している場合には「6月30日前後」という記載に統一した。）

早い時期（5月中または6月1日前後）に閲覧が可能となるのは、

岩手県、栃木県、長野県、滋賀県、愛媛県

札幌市、静岡市、北九州市、豊田市、大津市、福山市、長崎市、宮崎市 など

（3）会計帳簿の議会への提出状況

会計帳簿（の写し）の提出を義務付けているのは、都道府県・政令市では依然として少数。一方、中核市においては約半数（20市）で提出されていることがわかった。

都道府県：千葉県、大阪府、鳥取県、広島県、大分県

政令市：静岡市（京都市会は会計帳簿ではなく使途項目ごとの支出一覧を提出）

中核市：旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市

高崎市、金沢市、岐阜市、豊田市、大津市、高槻市、東大阪市、松山市、久

留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市

#### (4) (5) 活動報告書・視察報告書の作成義務づけと議会への提出状況

回答内容は、

- ア. 作成が義務づけられていない
- イ. 条例や規程類、マニュアル等で作成の義務づけ(要請)がされているが、議会への提出は必要ではなく、会派または議員保管
- ウ. 作成して議会へ提出することが義務づけられているが、情報公開請求を行わなければ見られない
- エ. 作成して議会へ提出することが義務づけられており、公表されている(収支報告書と一緒に閲覧に供される)

に分類される。

結果は一覧表のとおりであるが、収支報告書別紙の定型書式中の簡略な記載、あるいは限定された活動についての報告をもって報告書の作成・提出と見なして回答している場合もあると思われる。活動報告書と視察報告書とでは、視察報告書の方が作成・提出の義務づけ比率が高い(特に県外・市外、海外視察の場合)。

#### (6) 平成 22 年度政務調査費の具体的使途の議会ホームページへの掲載

議会のホームページに政務調査費の支出状況が掲載されているのは、

都道府県：岩手県、福島県、三重県、鳥取県(長野県は掲載準備中)

政令市：札幌市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市

中核市：盛岡市、宇都宮市、横須賀市、長野市、豊田市、大津市、高槻市

西宮市、高知市、宮崎市

このうち、収支報告書をそのまま掲載するなどして、経費項目と金額以外に具体的な使途もある程度わかるのは、

鳥取県、札幌市、京都市、前橋市、横須賀市、大津市、高槻市

(宮崎市は収支報告書の掲載はあるが、備考欄に使途の記載がないので不該当)

#### (7) 使途基準マニュアル

2011年6月現在で政務調査費の使途基準マニュアルを作成していないのは、

- ・ 岐阜県
- ・ 函館市、船橋市、豊田市、和歌山市、久留米市、鹿児島市

(昨年度調査時に作成していなかった北九州市は本年4月に策定)

なお、今回入手した政務調査費の使途基準マニュアルを、当団体webにて全て公開した。参考にいただければ幸いである。

<http://www.ombudsman.jp/seimu.html#kijun>

#### (8) 特記事項

支出が適正であるかどうかをチェックするため、北海道、東京都、三重県、大阪府では専門家からなる第三者機関を設けている(さいたま市は、公認会計士が事前審査)。

以上